

発議第1号

平成27年9月30日

南風原町議会
議長 宮城清政 殿

提出者 南風原町議会議員

赤嶺奈津江



賛成者 南風原町議会議員

照屋仁士



浦崎みゆき



大城毅



玉城勇



金城好春



大城真孝



南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

(提案理由)

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、南風原町議会委員会条例第17条を改正する必要があると提案する。

南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例

南風原町議会委員会条例（昭和62年南風原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の第17条の規定は、なおその効力を有する。